最高裁規則

○最高裁判所規則第十号

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

最高裁判所

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第一項及び第六条第二号において」を「以下」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由）

第七条の二　法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一　修習資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

二　修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

第八条中「前条」を「第七条」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年十一月三日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

省　令

○法務省令第三十九号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

法務大臣　滝　実

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年十一月五日から施行する。

○環境省令第三十二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の二の二第一項及び第十五条の二の二第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令附則第二条に規定する定期検査の期間に関する経過措置の特例に関する省令（平成二十四年環境省令第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月二十六日

環境大臣　長浜　博行

第一項中「又は第二十条第三項」を「又は第二十条第二項」に改め、「以下この項において同じ。」の下に「が市町村長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法」を加え、「原子力災害対策特別措置法第二十条第三項」を「原子力災害対策特別措置法第二十条第二項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百四十五号

北海道小樽市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年十月二十六日

法務大臣　滝　実

北海道小樽市住ノ江町五丁目九番地　北川　博

○法務省告示第四百四十六号

岐阜県美濃加茂市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年十一月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、美濃加茂市役所又は岐阜地方法務局美濃加茂支局に照会すること。

平成二十四年十月二十六日

法務大臣　滝　実

岐阜県加茂郡古井村下古井五百二十二番地

座馬　文武

○法務省告示第四百四十七号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同令第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十四年十月二十六日

法務大臣　滝　実

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所	平成二十四年十一月五日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第二十六号）の規定によりその商業登記の事務（茨城県取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市並びに常総市相野谷町、東町、新井木町、伊左衛門新田町、内守谷町、内守谷町きぬの里自一丁目至三丁目、大崎町、大塚戸町、大生郷新田町、大生郷町、輪町、沖新田町、川崎町、小山戸町、五郎兵衛新田町、十花町、坂手町、笹塚新田町、上蛇町、菅生町、長助町、豊岡町、中妻町、中山町、花島町、羽生町、兵町、福二町、平町、三坂町、水海道亀岡町、水海道川又町、水海道高野町、水海道諏訪町、水海道栄町、水海道宝町、水海道天満町、水海道橋本町、水海道淵頭町、水海道本町、水海道森下町、道元町、水海道山新田町、箕輪町及び横曽根新田町に属する地域内の事務に限る。）が水戸地方法務局において取り扱われることとされた場合の水戸地方法務局下妻支局

附　則

この告示は、平成二十四年十月二十六日から施行する。

○法務省告示第四百四十八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十月二十六日

法務大臣　滝　実

住所　名古屋市北区成願寺１丁目８番22号
朴明子　昭和13年９月20日生

住所　名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地４
楊京旭　昭和33年２月15日生

住所　東京都墨田区京島１丁目１番１―1501号
岳寧寧　昭和49年７月21日生

住所　東京都江東区有明１丁目１番17―3007号
宋玉英　昭和39年６月29日生

住所　東京都豊島区東池袋３丁目23番22―2301号
遅俊拓　平成19年11月15日生